【吉祥院廻頭役用途請取状（きっしょういんめぐりとうやくようとうけとりじょう）】

（端書）（吉祥院）「きちしやういんのあてしやう也、」（宛状）

吉祥院　天神領内廻頭役用途事、

合肆貫百文者、七条光阿弥沙汰之分

右、所二請取一実正也、但名主壱代者、

不レ可レ有二子細一候、仍之状如レ件、

後上座定勝（花押）

（一四〇三）

応永未癸十年九月十二日　下司則茂（花押）

執行賢勝（花押）